

横浜市指定管理者第三者評価報告書

横浜ユーラシア文化館

平成 26 年 3 月

横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会

目 次

1 趣旨	2
2 横浜ユーラシア文化館の概要	2
3 指定管理者・指定期間	2
(1) 指定管理者		
(2) 指定期間		
4 評価委員会	3
(1) 委員		
(2) 開催日・内容		
5 評価にあたっての考え方と進め方	3
(1) 評価項目		
(2) 評価基準		
(3) 評価方法		
6 評価結果	4
(1) 評価結果		
(2) 講評		
7 総評	8

1 趣旨

横浜ユーラシア文化館（以下、「ユーラシア文化館」という。）は、ユーラシアの文化に関する資料を展示・保管するとともに、これらの資料を中心としてユーラシア諸地域の文化交流に関する調査研究等を行い、その成果を広く市民に公開することにより、国際文化都市横浜の発展に寄与することを目的として、平成15年3月に開館しました。

その管理・運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者は横浜市文化財施設指定管理者選定委員会の審議を経て市会で指定されています。

横浜市では、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施するため、外部委員で構成される指定管理者選定評価委員会により、指定管理者の業務に対する中間評価及び最終評価を行っています。これは、評価の結果をその後の管理運営に生かすことにより、公の施設としての管理水準の維持向上を図り、より一層の業務改善への取組や更なるサービスの向上に繋げることを目的としています。

ユーラシア文化館についても、平成24年度に横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が設置されました。

本年度は、ユーラシア文化館の第二期指定管理期間5年間（平成23年度～27年度）の中間となる3年目にあたり、指定管理者が公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているか厳正かつ公正に評価を行うため、本評価委員会を3回にわたり開催し、中間評価を実施しました。本報告書は、その経過及び結果について報告するものです。

2 ユーラシア文化館の概要

所在地：横浜市中区日本大通12

開館日：平成15年3月15日

施設規模：総床面積 2,906㎡（地上4階、地下1階）

企画展示室、収蔵庫、管理・研究部門等は横浜都市発展記念館と共用

設備：常設展示室、企画展示室、収蔵庫、閲覧室など

3 指定管理者・指定期間

(1) 指定管理者

横浜市都筑区中川中央一丁目18-1

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

理事長 五味 文彦

(2) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 評価委員会

(1) 委員

委員長	末崎真澄	((公財)馬事文化財団理事・馬の博物館副館長)
委員	相澤正彦	(成城大学教授)
委員	澤野由紀子	(聖心女子大学教授)
委員	高木美紀子	(税理士)
委員	吉田鋼市	(横浜国立大学名誉教授)

(2) 開催日・内容

ア 第1回委員会

平成25年9月18日(水) 中間評価の概要・評価シートについて

イ 第2回委員会

平成25年10月30日(水) 施設・業務の概要説明、施設視察、ヒアリング

ウ 第3回委員会

平成26年1月17日(金) 中間評価報告書について

5 評価にあたっての考え方と進め方

(1) 評価項目

指定管理者選定時に指定管理者が市に提出した事業計画書(提案書)の内容を基本に、施設の設置目的や特性を踏まえて、評価項目及び具体的な内容(判断基準)を定めました。

(2) 評価基準

評価項目ごとに定めた具体的な内容(判断基準)の達成状況を確認し、基本的に以下の3段階の評価基準を設けました。

- A評価：判断基準に示した全ての内容が達成されている。
- B評価：判断基準に示した内容のうち、いずれか一つは達成されている。
- C評価：判断基準に示した内容が一つも達成されていない。

(3) 評価方法

(1)で定めた評価項目及び具体的な内容(判断基準)を基に評価シートを作成し、指定管理者が当該シートに記入した自己評価を評価の基礎資料とするとともに、平成23年度・24年度の事業報告書や財務関係書類の審査、施設視察及び指定管理者へのヒアリングを行い、評価を実施しました。

6 評価結果

(1) 評価結果

評価項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 基本方針に対する方針と取組					
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	A	A	A	B	A
(2) 事前・事後評価の的確な実施	A	A	A	B	A
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	A	A	A	B	A
(4) 経費の節減と収益の向上	B	B	B	C	B
(5) 魅力資源の最大限の活用	A	A	B	C	A
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 常設展示運営について	A	A	B	B	A
(2) 企画展・特別展運営について	A	A	A	C	A
(3) 資料収集、保存、公開について	A	A	—	B	A
(4) 調査研究のテーマ設定	A	A	—	—	A
(5) 出版、刊行について	B	B	B	—	B
(6) 普及啓発事業について	A	A	A	B	A
(7) 来館促進と賑わいの創出について	A	A	A	A	A
(8) 広報、宣伝活動について	A	B	A	—	A
(9) 利用者サービス事業について	A	A	B	A	A
(10) その他の事業について	A	A	A	A	A
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	—	—	A	—	A
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	A	A	B	B	B
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	B	B	B	B	A
5 組織に関する方針と取組					
(1) 組織構成と組織運営の方針について	A	A	—	—	A
(2) 運営組織図及び配置人員について	A	A	—	—	A
(3) 必要な人材と職能について	A	A	B	—	A
(4) 施設運営の実員配置について	A	A	A	A	A
6 社会的説明、情報の取扱いについて					
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	A	A	A	A	A

7 収支状況					
(1) 指定管理料の執行状況	A	A	A	B	—
(2) 収支決算状況（平成 23 年度）					
(3) 利用料金収入実績（平成 23 年度）					
(4) 収支決算状況（平成 24 年度）					
(5) 利用料金収入実績（平成 24 年度）					

(2) 講評

評価項目	内容
1 基本方針に対する方針と取組	
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	平成 23 年度の文化財施設のあり方検討委員会の指摘を受けて、積極的に対策を検討・実行し、成果が上がっていると考えます。次第に存在感が明瞭になってきており、その努力は大いに評価できます。
(2) 事前・事後評価の的確な実施	評判の良い企画展を実施していることは、アンケート結果の汲み上げなど、事前・事後の評価のシステムが機能している証拠であり評価できます。
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	館の性格上、学校団体との連携が難しい中で、学校教育との連携が進み、成果を上げています。市民協働も徐々に進んでおり、努力のほどがうかがわれます。 一方、市民ニーズの把握にあたり、「市民」の捉え方が極めて限定的のように思われます。
(4) 経費の節減と収益の向上	経費削減の努力はうかがえますが、企画展への外部資金の導入が進むよう、説得力のある案を考えていく必要があります。 また、個々の経費の削減ではなく、全体としての効率性・重要性を重視することによって、より一層の経費削減が可能になると考えます。
(5) 魅力資源の最大限の活用	横浜市認定歴史的建造物（旧横浜市外電話局）であるという点をアピールするため、景観保存地区であっても、サインパネルの導入などを工夫する必要があると考えます。また、都市発展記念館だけでなく、周辺地区とのコラボレーションをもっと積極的に進めるとともに、中庭と第一玄関のさらなる活用が望まれます。
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 常設展示運営について	施設の構造を利用して常設展示と企画展示の連携を図るなどの努力は認められますが、リピーターをつくるためには、期間を

	設けて常設展示の更新を行うことも必要と考えます。
(2) 企画展・特別展運営について	館の設置目的が漠然としたテーマであるにもかかわらず、職員が具体的な方向性を見出そうと努力し、その結果、近年の企画展示が好評を博していることは大いに評価できます。また、横浜市歴史博物館との連携が進み、企画展・特別展の内容は、それぞれの人的資源を活用した成果と捉えることもできます。 一方、建物の有効利用という観点から見ると課題も多く、多様な検討を行う必要があると考えます。
(3) 資料収集、保存、公開について	横浜市歴史博物館との連携により、資料の収集、保存、公開は適切に行われている。 一方、懸案である資料の収蔵庫について、遠方の民間倉庫等を使用していますが、より安価で安全な資料保存、学芸員の利便性を考慮して、別の場所を探す必要があると考えます。また、所蔵資料の全貌がわかるようなデータベースの作成は、施設のアピールにつながるものであり、デジタルアーカイブスの速やかな公開が望まれます。
(4) 調査研究のテーマ設定	ユーラシアという視点で捉えると、研究テーマは無限に広がります。ある程度、分野が偏ったとしても、学芸員の専門性を考慮したものとするべきと考えます。また、横浜市歴史博物館のみならず、すでに行われている東海大学との連携など、他の研究機関、研究者との協同研究を一層進めていくことも重要と考えます。
(5) 出版、刊行について	企画展図録、紀要、広報誌の刊行は、博物館事業として重要なものです。図録は優れたものが刊行されているようですが、ようやく紀要第一号が出されたばかりというのはさびしい限りであり、いま一層の奮起が望まれます。 なお、民間で刊行される出版物に学芸員が執筆し、それを館で委託販売するなど、出版社との連携実績を積んでいく必要もあると考えます。
(6) 普及啓発事業について	普及啓発のために多彩な活動を積極的に行い、事業の活性化が図られていると考えます。
(7) 来館促進と賑わいの創出について	来館促進の一環としての特別開館、感謝イベントなどの実施、テーマ展に合わせた国際交流の場の設置、中庭広場での賑わいの設定などの取組は、大きな成果が上がっており評価できます。
(8) 広報、宣伝活動について	ポスター、チラシなどの紙媒体やホームページによる広報には一定の評価ができます。テレビCMの背景になるなど、建物の魅

	<p>力資源が民間に活用されていることは、広報戦略が功を奏してきている証拠と思われます。</p> <p>一方、当館の知名度はまだ低く、インターネットを活用した一層の広報の充実、時宜にかなったアンケート実施によるマーケティングリサーチなどが期待されます。</p> <p>特に、館の設立主旨や特色についての情報が、ホームページのわかりやすい場所に掲載されていない点は速やかに改善すべきと考えます。</p>
(9)利用者サービス事業について	<p>ミュージアムショップについては、ある程度充実していますが、豊富な収蔵品を生かしたグッズの一層の多様化が望まれます。</p> <p>また、飲食サービスの充実については、単に飲料の自動販売機導入だけでなく、工夫が必要と考えます。</p>
(10)その他の事業について	<p>小学校の国語授業と関連したモンゴル童話をゲルの前で紹介するなど、話題性の高い取組を実施しており、社会教育機関としての役割を果たしていると考えます。</p>
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組	
(1)運営に関する業務基準に対する方針と取組	<p>利用料金の減額は、社会教育施設として間違いではないと考えます。その結果、来館者が増加し、グッズ販売にも好影響が出来ることを期待します。</p>
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組	
(1)維持管理経費等の節減と目的外使用	<p>経費削減に向けての努力は認められますが、経費の節減については、個々の数字を減少させることだけに着目するのではなく、全体としての効率性を考慮する必要があります。また、自動販売機については、設置場所を充分考慮する必要があると考えます。</p>
(2)中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	<p>展示機器やディスプレイ装置が開館以来更新されておらず、来館者へのアピール力に欠けることは否めません。教育委員会と十分協議し、計画的な改修を検討する必要があります。</p>
5 組織に関する方針と取組	
(1)組織構成と組織運営の方針について	<p>組織の方針に基づき、適切に運営されています。</p>
(2)運営組織図及び配置人員について	<p>ボランティアが有効に機能していることは評価できます。</p>
(3)必要な人材と職能について	<p>専門職員の異動は、その結果、どのように機能しているか、追跡評価を行う必要があると考えます。</p>
(4)施設運営の実員配置について	<p>職員のローテーションなど、適切に行われていると考えます。</p>

6 社会的説明、情報の取扱いについて	
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	適切に取り組まれていると考えます。
7 収支状況	
(1) 指定管理料の執行状況	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、財団会計への繰出額が予定通りであれば、各年度とも余剰が生じます。余剰金額は、本来の事業目的に沿って適切に執行すべきと考えます。
(2) 収支決算状況（平成 23 年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額として調整しているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、ユーラシア文化館の事業費としての実際の支出では、109,328 円未執行となっています。未執行額については、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(3) 利用料金収入実績（平成 23 年度）	利用料金の目標については、状況を見極めた上で設定し、達成に向け努力してほしいと考えます。
(4) 収支決算状況（平成 24 年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額として調整しているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、ユーラシア文化館の事業費としての実際の支出では、4,450,765 円未執行となっています。未執行額については、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(5) 利用料金収入実績（平成 24 年度）	利用料金の目標については、状況を見極めた上で設定し、達成に向け努力してほしいと考えます。

7 総評

今回は、平成 24 年度に指定管理者選定評価委員会制度が導入されて初めての第三者評価であったため、当評価委員会としても、評価項目や評価方法に工夫を重ねながら中間評価を実施しました。

指定管理の実施状況ですが、高い専門性を有する公益財団法人としてのノウハウや人的資源の活用により、全般的に質の高い管理が実施されていると評価できます。

特に、平成 23 年度に設置された横浜市文化財施設のあり方検討委員会において厳しい指摘を受けたことを踏まえ、職員全員が危機感を持ち、自身の担当業務、専門分野の枠を超えて様々な取組を行ったことは評価に値します。ハード面でも、限られたスペースの中で工夫を凝らしていることに、努力の跡が見て取れます。

また、ユーラシア文化という漠然としたテーマの中で、展示コンセプトに知恵を絞り、インド関係の企画展などヒットを飛ばし、来館者増につながったことも高く評価できます。

一方で、ユーラシア文化館はみなとみらい線日本大通り駅の真上という好立地にありながら、その利点を十分に生かしきれていない様に思われます。近年の来館者の増加は、学校関係の利用増に寄るところが大きく、本来のユーラシア文化をテーマにした取組の効果とは言えません。博物館という枠にとらわれることなく、5年程度の中期計画を立て、リピーターを含めた一般来館者を増やしていく必要があります。

また、開館から 10 年が経過し、施設の老朽化への対応や常設展示の更新などについては、教育委員会と連携して対応を検討していく必要があります。

さらに、財務について、ユーラシア文化館事業から財団本部事業への繰出金の使途など課題があります。指定管理者全体の収支と、そこに占めるユーラシア文化館事業を始めとする各事業の収支状況を明確にし、適切に予算を執行することが求められます。

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正によって創設されたものであり、横浜市ふるさと歴史財団によるユーラシア文化館の指定管理は、平成 18 年度から 22 年度までの第一期指定管理期間も含め、今年度で 8 年目となります。

今回の中間評価では、一定水準の運営がなされていることが確認されましたが、現在の状況は必ずしも満足できるものではありません。指定管理者と行政が連携し、指定管理者制度の趣旨とユーラシア文化館の設置目的をより高い次元で実現できるよう、引き続き努力されることを期待します。